

東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領

25 福保生地第 407 号

平成 25 年 7 月 24 日

一部改正 27 福保生地第 978 号

平成 28 年 1 月 25 日

1 目的

この要領は、「東京都居宅介護職員初任者研修事業実施要綱（平成 25 年 7 月 24 日付 25 福保生地第 406 号。以下「実施要綱」という。）」に基づき、居宅介護職員初任者研修事業者（以下「事業者」という。）の指定等について必要な事項を定め、居宅介護職員初任者研修事業（以下「研修事業」という。）の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 指定の要件

知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、事業者としての指定をすることができる。

- (1) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務処理能力及び体制を整えていること。
- (3) 都内に、研修事業の拠点となる設備と、研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。
- (4) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- (5) 研修事業に係る経理が明確で、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (6) 研修については、実施要綱に定めるカリキュラムの内容に従って実施できること。
- (7) 講師については、この要領に定める講師基準を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が必要な人数確保されていること。
- (8) 研修事業を実施するために必要な研修会場等及び備品・教材等が確保されていること。
- (9) 実施要綱 8 に定める情報の公表を行う体制を整えていること。
- (10) 過去 3 年以内に他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し、都又は他道府県等で指定の取消処分等を受けていないこと。
- (11) その他、実施要綱及びこの要領に定める事項が遵守されること。

3 指定の申請

- (1) 事業者の指定を受けようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに、必要事項を記載した「東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定申請書」（別記第1号様式）に下記の必要書類を添付して知事に申請しなければならない。

なお、事業者指定申請時には、同時に研修事業指定申請を行うことが必要であるため、受講者の募集を開始する日の2か月前までに事業者指定申請と併せて申請すること。

ア 学則

学則別紙として下記書類を添付すること。ただし、(エ)に関しては、実習を行う場合のみ添付すること。

(ア) 研修カリキュラム表（別記第1号の2様式）

(イ) 研修会場一覧（別記第1号の3様式）及び会場見取図（別記第1号の4様式）

(ウ) 担当講師一覧（別記第1号の5様式）、講師履歴（別記第1号の6様式）及び就任承諾書（別記第1号の7様式）

(エ) 実習施設一覧（別記第1号の8様式）及び実習承諾届出書（別記第1号の9様式）

イ 事業者概要（別記第1号の10様式）

ウ 組織図

エ 役員名簿

オ 事業者規約（定款等）

カ 法人の登記事項証明書

キ 申請時の予算書

ク 直近の決算書

ケ 向こう2年間の財政計画

コ 所要経費見積書（年度事業計画分）

サ 修了証明書（実施要綱別記第1号様式）及び修了証明書（携帯用（実施要綱別記第2号様式））の見本

シ 募集広告、受講案内、パンフレット等の案文

ス 修了評価で使用する筆記試験問題

セ 情報の公表体制が確認できる書類

ソ その他知事が必要と認める書類等

- (2) 講義を通信の方法によって行う場合にあっては、上記に定める事項に加え、通信添削課題を添付すること。

- (3) 申請者が区市町村の場合は、(1)のイからケまでの書類を省略できるものとする。

4 指定の決定

知事は、3により事業者の指定を受けようとする者から申請があったときはその可否を決定し、「東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定通知書」（別記第2号様式）又は「東京都居宅介護職員初任者研修事業者不指定通知書」（別記第2号の2様式）により、申請者に通知する。

5 複数の都道府県にわたる研修事業を行う場合の研修事業の指定の取扱い

- (1) 同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、その各々が独立して研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講者の募集を各々の都道府県下において行うなど、研修事業として別個のものと認められる場合には、都内において実施する研修事業を指定する。
- (2) 通信形式による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、都内に本部、本校等主たる事業所（対面での面接指導、添削、講師の確保等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所をいう。）が所在し、都内で面接指導を行う研修事業を指定する。

6 研修事業の申請

- (1) 事業者が研修を実施する場合には、各研修の受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに「東京都居宅介護職員初任者研修事業指定申請書」（別記第3号様式）に下記の必要書類を添付して知事に申請し、指定を受けるものとする。ただし、他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し改善の指導（法令・実施要綱等に違反し、研修事業の実施に支障があるとして文書指導を受けていることをいう。）を受けている期間中は、申請をすることができない。

ア 学則

本文、「研修カリキュラム表」（別記第1号の2様式）、「研修会場一覧」（別記第1号の3様式）、「担当講師一覧」（別記第1号の5様式）及び「実習施設一覧」（別記第1号の8様式）を添付すること。ただし、「実習施設一覧」（別記第1号の8様式）は実習を行う場合のみ添付すること。また、事業者指定申請と同時に申請する場合は重複するため、添付は不要とする。

イ 研修日程表（別記第3号の2様式）

通学形式にあつては、「研修日程表」（別記第3号の2様式）を添付すること。通信形式にあつては、「研修区分表」（別記第3号の3様式）、「通学研修分日程表」（別記第3号の4様式）及び「科目別レポートの提出期限」（別記第3号の5様式）を添付

すること。

ウ 募集広告等

エ その他必要な書類

- (2) 事業者は、当該年度に2回以上の研修事業を実施する場合は、内容が確定しているものについては、まとめて申請することができる。

7 研修事業の指定

知事は、6の申請の内容を調査し、指定の可否を決定して、申請者に対し「東京都居宅介護職員初任者研修事業指定決定通知書」（別記第4号様式）又は「東京都居宅介護職員初任者研修事業不指定決定通知書」（別記第4号の2様式）により通知するものとする。

8 学則の制定

事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定し、公開するものとする。

- (1) 事業者の名称及び所在地
- (2) 事業の目的
- (3) 実施課程及び形式
- (4) 研修事業の名称
- (5) 年度事業計画（研修日程及び募集定員）
- (6) 受講対象者
- (7) 研修参加費用（内訳；受講料、テキスト代）
- (8) 使用教材
- (9) 研修カリキュラム
- (10) 研修会場一覧
- (11) 科目ごとの担当講師名一覧
- (12) 実習施設一覧（実習を行う場合のみ）
- (13) 募集手続
- (14) 科目の免除
- (15) 通信形式の実施方法（通信形式の場合のみ）
 - ア 学習方法
 - イ 評価方法
 - ウ 個別学習への対応方法
- (16) 研修修了の認定方法

- (17) 研修欠席者の取扱い
- (18) 補講の取扱い
- (19) 受講の取消し
- (20) 修了証明書の交付
- (21) 修了者の管理
- (22) 公表する情報の項目
- (23) 研修事業執行担当部署
- (24) その他研修実施に係る留意事項

9 研修事業の講師

- (1) 研修の講師は、別表1「居宅介護職員初任者研修 講師要件一覧」の要件に該当し、かつ知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できる能力を有することとする。
- (2) 1人の講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため、1研修当たり6科目以内とする。

なお、科目数の算定においては、別表1「居宅介護職員初任者研修 講師要件一覧」における科目を1科目とする。

10 実習施設

- (1) 実習を行う場合、実習施設は、原則として下記の要件を満たす施設等とする。
 - ア 研修事業指定申請時点で開設から1年以上経過していること。
 - イ 実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。
- (2) 実習先として認められる施設等の範囲については、別表2「居宅介護職員初任者研修実習先一覧」に定めるところによる。

11 申請の補正

知事は、「東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定申請書」（別記第1号様式）及び「東京都居宅介護職員初任者研修事業指定申請書」（別記第3号様式）の記載事項又は研修事業に関する必要書類が要件に適合しないときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることができる。

12 研修事業の変更・休講

- (1) 事業者は、事業者として指定を受けた後に、指定を受けた内容を変更する場合は、変更

の10日前までに「変更・休講届」（別記第5号様式）を知事に届け出るものとする。

- (2) 事業者は、指定を受けた研修をやむを得ず休講する場合は、開講予定日の10日前までに「変更・休講届」（別記第5号様式）を知事に届け出るものとする。

13 実績報告

事業者は、各研修修了後1か月以内に「東京都居宅介護職員初任者研修事業実績報告書」（別記第6号様式）に(1)から(5)までの書類を添付して知事に報告するものとする。ただし、補講者分の実績報告については、補講修了後1か月以内に「東京都居宅介護職員初任者研修事業実績報告書（補講者分）」（別記第6号の2様式）に(1)及び(3)の書類を添付して知事に報告するものとする。

なお、(2)については、指定を受けた研修日程表（別記第3号の2様式）または通学研修分日程表（別記第3号の4様式）に講師が出講の都度押印したものに代えることができる。

また、(3)については、実習を行った場合のみ添付するものとする。

- (1) 修了者名簿（別記第6号の3様式）
- (2) 研修講師の出講確認書（別記第6号の4様式）
- (3) 実習修了確認書（別記第6号の5様式）
- (4) 研修の質を向上させるための取組が確認できるもの
 - ア 研修生満足度調査情報（アンケート等を集約したもの）
 - イ 事業者又は事業所の研修実施後の自己評価
- (5) 修了証明書の写し（1人分）

14 研修事業の休止・再開

- (1) 研修事業の休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない場合をいい、事業者は、1年度に限り研修事業の休止をすることができる。ただし、新たに事業者の指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

なお、開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。

- (2) 事業者は、研修事業の休止又は再開をする場合は、休止については事業者の決定後10日以内に、再開については研修受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに「東京都居宅介護職員初任者研修事業休止・再開届」（別記第7号様式）により知事に届け出るものとする。

なお、研修事業を再開する場合には、再開の届出に併せて6の(1)に基づき研修事業指定の申請を行わなければならない。

- (3) 知事は、(2)の研修事業の休止の届出を受理した場合は、「東京都居宅介護職員初任者研修事業休止届受理通知書」(別記第8号様式)により事業者へ通知するものとする。

15 研修事業の廃止

- (1) 事業者は、研修事業を廃止する場合は、その旨を事業者において決定後10日以内に「東京都居宅介護職員初任者研修事業廃止届」(別記第9号様式)により知事に届け出るものとする。
- (2) 知事は、(1)の届出について受理した場合は、「東京都居宅介護職員初任者研修事業廃止届受理通知書」(別記第10号様式)により事業者へ通知するものとする。
- なお、廃止届の受理に伴い、事業者としての指定は廃止する。
- (3) 研修事業を廃止した場合、事業者は次のことに留意するものとする。
- ア 19の(1)に定める書類を規定の期間保存し、研修修了者から修了証明書の再発行等を求められた場合に対応できる体制を整備すること。また、19の(2)から(5)までに定める書類についても、規定の期間保存すること。
- イ 研修修了者に対し、事業の廃止及び今後の連絡先を周知すること。
- ウ 法人を解散する場合は、居宅介護職員初任者研修事業者として都から指定を受けている事業者へ、アの引継ぎを行うこととし、その際、19の(2)から(5)までに定める書類については、事業者間で別途協議の上、規定の期間保存すること。
- (4) 知事は、事業者から休止の届出がなく研修事業が1年度間にわたり開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。この場合、知事は「東京都居宅介護職員初任者研修事業廃止通知書」(別記第11号様式)により当該事業者へ通知するものとする。

16 調査及び指導等

- (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。
- (3) (1)に規定する実地に調査を行う場合については、所管課の職員は身分を証する検査証(別記第12号様式)を携帯するものとする。

17 指定の取消し

- (1) 知事は、4に基づき事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
- ア 2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
 - イ 研修事業の指定を受けずに研修の募集及び研修を行ったとき。
 - ウ 事業者指定申請、研修事業指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。
 - エ 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
 - オ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - カ 16に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。
 - キ その他事業者として不適切と判断されるとき。
- (2) 知事は、(1)による取消しをしたときは、「東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定取消通知書」(別記第13号様式)により事業者に通知する。
- (3) 知事は、(1)による取消しを行った事業者名、実施課程及び形式並びに取消年月日等を公表するものとする。

18 聴聞の機会

知事は、16の(2)研修事業の中止を命ずる場合及び17の指定の取消しを行う場合は、事業者に対して聴聞を行うものとする。

19 関係書類の保存

事業者は、次の内容を備えた書類を作成し、次の期間保存しなければならない。

(1) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類(永久保存)

研修課程・形式、研修期間、修了者番号、受講者名、性別、生年月日、住所、修了年月日、修了証明書交付年月日、修了評価表及び履修科目表の内容を備えること。

(2) 受講者の研修出席状況(3年)

研修課程・形式、受講者名、研修科目及び受講年月日の内容を備えること。

(3) 成績等に関する書類(3年)

研修課程・形式、受講者名、レポート提出年月日(通信形式の場合のみ)及び評価結果の内容を備えること。

(4) 実習修了確認書(実習を行う場合のみ)(3年)

研修課程・形式、受講者名、実習科目、実習先及び実習年月日の内容を備えること。

(5) 研修講師の出講確認書(3年)

研修課程・形式、講師名、担当科目及び出講年月日の内容を備えること。

20 その他

- (1) 知事は、居宅介護職員初任者研修の事業者の指定について、他の道府県等に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- (2) この要領に定めるもののほか、居宅介護職員初任者研修事業者の指定等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月25日から施行する。

別表 1

居宅介護職員初任者研修 講師要件一覧

※演習と一体的に行うこと

項目	科目	講師の要件	求められる能力
1 職務の理解 (6時間)	(1) 多様なサービスの理解	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○介護業務に関する実務経験
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
2 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧社会福祉士（（1）人権と尊厳を支える介護のみ） ⑨その他	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識 ○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論
	(2) 自立に向けた介護		
3 介護の基本 (6時間)	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識 ○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識 ○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識 ○介護職の健康管理に関する知識
	(2) 介護職の職業倫理		
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
	(4) 介護職の安全		

項目	科目	講師の要件	求められる能力
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間）	(1) 障害者福祉制度	①社会福祉士 ②当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤その他	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向（制度とサービスに関する歴史を含む。）及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識
	(2) 介護保険制度及びその他制度		
	(3) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④リハビリテーションを専門とする医師 ⑤訪問診療を行っている医師 ⑥介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦その他当該科目に関連する医療系職種の者	○リハビリテーション医療の知識 ○医療・看護と連携した介護方法論 ○リハビリテーションの地域連携に関する知識
5 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）	(1) 介護におけるコミュニケーション	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者（児）の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥介護支援専門員 ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他	

項目	科目	講師の要件	求められる能力
6 障害の理解 (6時間)	(1) 障害の基礎的理解	①医師 ②看護師、保健師	○介護における障害の概念とICFの知識 ○障害者福祉に関する知識 ○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識 ○家族の生活実態と心理に関する知識
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識	③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	
	(3) 家族の心理、かかり支援の理解	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④実務者研修修了者 ⑤訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している臨床心理士、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉・医学（心理系を含む）・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他	
7 認知症・行動障害の理解 (6時間)	(1) 認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 ②看護師、保健師 ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	
	(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他	
	(4) 家族への支援	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他	

項目	科目	講師の要件	求められる能力
	(5) 行動障害の理解	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③精神保健福祉士 ④介護職員基礎研修修了者 ⑤実務者研修修了者 ⑥訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑦訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師・准看護師・保健師 ⑧在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士 ⑨介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑩独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ⑪都道府県が開催する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者 ⑫平成27年4月以降に開催された行動援護従業者養成研修修了者 ⑬養護学校の教員・知的障害者教育に従事する者 ⑭その他	○行動障害に関する知識 ○自閉症及びその障害特性に関する知識 ○行動障害の利用者及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○行動障害の利用者の視点に立脚した支援方法論
8 老化の理解（3時間）	(1) 老化に伴うところとからだの変化と日常	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥医師 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○高齢者の心理に関する知識
	(2) 高齢者と健康	①医師 ②看護師、保健師 ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該科目に関連する医療系職種の者	
9 ところとからだのしくみと生活支援技術（75時間）	(1) 介護の基本的な考え方	当該科目に関連した実務経験を3年以上有する以下の者とする。	○演習を指導する技術 ○介護業務に関する実務経験 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術 ○自らの介護事例 ○障害・疾病に関する知識 ○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○家事援助の機能と基本原則の知識 ○住宅及び住宅改造に関
	(2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師	
	(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	⑥介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員（(5)快適な居住環境整備と介護のみ） ⑧理学療法士（(5)快適な居住環境整備と介護及び(7)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護のみ） ⑨栄養士（(8)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護の中の食事及び栄養に関する分野のみ）	
	(4) 生活と家事		
	(5) 快適な居住環境整備と介護		
	(6) 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		

	(7) 移動・移乗に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護 (8) 食事に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護 (9) 入浴、清潔保持に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護 (10) 排泄に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護 (11) 睡眠に関したところからだのしくみと自立に向けた介護 (12) 死にゆく人に関したところからだのしくみと終末期介護 (13) 介護過程の基礎的理解 (14) 総合生活支援技術演習	⑩歯科医師、歯科衛生士 (8) 食事に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護の中の口腔ケアに関する分野のみ) ⑪その他	する知識 ○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験 ※(6)～(11)及び(13)、(14)の実技演習については、担当講師のほか、実施細目4(3)に定める人数の補助講師が担当すること。 ※(1)～(3)は合わせて10～13時間とすること。 ※(4)～(12)は合わせて50～55時間とすること。 ※(13)、(14)は合わせて10～12時間とすること
10 振り 返り (4時間)	(1) 振り返り (2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	当該科目に関連した実務経験を有する以下の者とする。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程修了者 ③実務者研修修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 ⑥当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護業務に関する実務経験

☆ 原則として、講師は「講師の要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

☆ 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

☆ 一人の講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修当たり6科目以内とする。

☆ 各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

☆ 事業者が行った過去の研修生満足度調査及び自己評価において、著しく評価が低い講師を充ててはならない。

居宅介護職員初任者研修実習先一覧

(1) 介護実習	(8 時間)
○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ○ 介護老人保健施設 ○ 介護療養型医療施設 ○ 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム） ○ 特定施設入居者生活介護事業所（「入居時要介護」と表示された介護付有料老人ホーム、軽費老人ホーム等、なお地域密着型を含む。） ○ 短期入所生活介護事業所 ○ 短期入所療養介護事業所 ○ 障害者支援施設 ○ （福祉型・医療型）障害児入所施設	
(2) ホームヘルプサービス同行訪問	(4 時間)
○ 訪問介護事業所・介護予防訪問介護事業所 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 居宅介護事業所・重度訪問介護事業所 ＜内容＞ 訪問介護（又は居宅介護支援）に従事する訪問介護員（又は居宅介護従業者）とともに利用者宅を訪問し、介護等の実習を行う。	
(3) 在宅サービス提供現場見学	(6 時間)
○ 通所介護事業所・介護予防通所介護事業所 ○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ○ 訪問看護（ステーションを含む）・介護予防訪問看護（ステーションを含む） ○ 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護 ○ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ○ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ○ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ○ 地域包括支援センター ○ 老人（在宅）介護支援センター ○ 生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型） ○ （福祉型、医療型）児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 ○ 身体障害者福祉センターB型	

別記第1号様式

東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定申請書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

事業者名

代表者名

(代表者印)

東京都居宅介護職員初任者研修事業実施要綱12に基づく東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領3により東京都居宅介護職員初任者研修事業者の指定を受けたいので、下記により必要書類を添付して申請します。

記

- | | | |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 課程及び形式 | 居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信） |
| 2 | 募集開始予定年月日 | 平成 年 月 日 |
| 3 | 研修開始予定年月日 | 平成 年 月 日 |
| 4 | 介護職員養成規模 | 平成 年度 名 予定 |
| 5 | 必要書類 | 別添のとおり |

別記第1号の2様式

研修カリキュラム表 (居宅介護職員初任者研修課程 通学・通信)

事業者名: _____

※実施方法については、「実施要綱」別紙3「各項目の到達目標、評価、内容」を網羅した内容とすること。

研修カリキュラム (実施要綱別紙1)		
講義・演習 (実習)		
1 職務の理解	6 時間	
(1) 多様なサービスの理解		
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	
(1) 人権と尊厳を支える介護		
(2) 自立に向けた介護		
3 介護の基本	6 時間	
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携		
(2) 介護職の職業倫理		
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
(4) 介護職の安全		

実施計画			
カリキュラム名・時間数		実施内容	
1 職務の理解	時間	1 職務の理解	
(1)		(1)	
(2)		(2)	
2 介護における尊厳の保持・自立支援	時間	2 介護における尊厳の保持・自立支援	
(1)		(1)	
(2)		(2)	
3 介護の基本	時間	3 介護の基本	
(1)		(1)	
(2)		(2)	
(3)		(3)	
(4)		(4)	

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
	(1) 障害者福祉制度	
	(2) 介護保険制度及びその他制度	
	(3) 医療との連携とリハビリテーション	
5	介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
	(1) 介護におけるコミュニケーション	
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	
6	障害の理解	6 時間
	(1) 障害の基礎的理解	
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	
7	認知症・行動障害の理解	6 時間
	(1) 認知症を取り巻く状況	
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
	(3) 認知症に伴うところからの変化と日常生活	
	(4) 家族への支援	
	(5) 行動障害の理解	

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	時間	4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携
	(1)			(1)
	(2)			(2)
	(3)			(3)
5	介護におけるコミュニケーション技術	時間	5	介護におけるコミュニケーション技術
	(1)			(1)
	(2)			(2)
6	障害の理解	時間	6	障害の理解
	(1)			(1)
	(2)			(2)
	(3)			(3)
7	認知症の理解	時間	7	認知症の理解
	(1)			(1)
	(2)			(2)
	(3)			(3)
	(4)			(4)
	(5)			(5)

8 老化の理解	3時間
(1) 老化に伴うところからの変化と日常	
(2) 高齢者と健康	
9 ところからのしくみと生活支援技術	75時間
ア 基本知識の学習	10～13時間
(1) 介護の基本的な考え方	
(2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解	
(3) 介護に関するところのしくみの基礎的理解	
イ 生活支援技術の講義・演習	50～55時間
(4) 生活と家事	
(5) 快適な居住環境整備と介護	
(6) 整容に関連したところからのしくみと自立に向けた介護	
(7) 移動・移乗に関連したところからのしくみと自立に向けた介護	
(8) 食事に関連したところからのしくみと自立に向けた介護	
(9) 入浴、清潔保持に関連したところからのしくみと自立に向けた介護	
(10) 排泄に関連したところからのしくみと自立に向けた介護	
(11) 睡眠に関連したところからのしくみと自立に向けた介護	

8 老化の理解	時間	8 老化の理解
(1)		(1)
(2)		(2)
9 ところからのしくみと生活支援技術	時間	9 ところからのしくみと生活支援技術
ア 基本知識の学習	時間	ア 基本知識の学習
(1)		(1)
(2)		(2)
(3)		(3)
イ 生活支援技術の講義・演習	時間	イ 生活支援技術の講義・演習
(4)		(4)
(5)		(5)
(6)		(6)
(7)		(7)
(8)		(8)
(9)		(9)
(10)		(10)
(11)		(11)

別記第1号の2様式

(12) 死にゆく人に関したところからのしくみと終末期介護	
(実習)※	(50～55時間中12時間以内)
介護実習	○時間
ホームヘルプサービス同行訪問	○時間
在宅サービス提供現場見学	○時間
ウ 生活支援技術演習	10～12時間
(13) 介護過程の基礎的理解	
(14) 総合生活支援技術演習	
10 振り返り	4時間
(1) 振り返り	
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	
追加カリキュラム	
計	(130 時間)

(12)		(12)	
(実習)※	時間	(実習)※	
ウ 生活支援技術演習	時間	ウ 生活支援技術演習	
(13)		(13)	
(14)		(14)	
10 振り返り	時間	10 振り返り	
(1)		(1)	
(2)		(2)	
計	(時間)		

※「9ところからのしくみと生活支援技術」内で実習を行う場合、12時間以内とする。

研 修 会 場 一 覧 (居宅介護職員初任者研修課程 通学・通信)

平成 年 月 日現在

事業者名:

区 分	会 場 名	研修時 借上げ	所 在 地	研修の定員 名	広 さ ㎡	会場見取図の提出状況 1 提出済・2 今回提出 (1 か 2 を記載する)
講義会場 (演習のうち 講義形式 で行うもの を含む)						
演習会場						

※研修の定員欄は、居宅介護職員初任者研修で使用する場合の定員を記載してください。複数回研修を予定し、研修ごとに定員が異なる場合は、もっとも多い人数（ただし、40人以内）を記載してください。

※ 研修時借上げ欄は、研修を実施するに際し、その都度会場を借上げることが必要な会場に○印をつけてください。
なお、その会場を使用し研修を行うときは、研修指定申請時に使用承諾が必要となります。

※ 会場見取図の提出状況欄の「1 提出済」とは、当該会場について以前に会場見取図が提出済みの場合であり、新たに会場を追加する場合又は会場の定員やレイアウトを変更する場合は「2 今回提出」とし、会場見取図の提出が必要となります。

会 場 見 取 図

1 講義会場

名 称：

所在地：

面 積： ・ m^2 (1人当たり m^2)

※見取図を記載してください

別記第1号の4様式

2 演習会場

名 称：

所在地：

面 積： m^2 （1人当たり m^2 ）

備品・教材：介護用ベッド 台、車椅子 台、ポータブルトイレ 台、浴槽 台

※備品を含めた見取図を記載してください。

別記第1号の5様式

担 当 講 師 一 覧 (居宅介護職員初任者研修課程 通学・通信)

平成 年 月 日現在

事業者名:

[illegible]

※履歴の提出状況の「1 提出済」とは、講師名が記載されている当該の科目について履歴が提出済みの場合であり、既にいくつかの科目を担当している講師が、新しく別の科目を担当することになった場合、新しい科目についてのみ「2 今回提出」となります。

別記第1号の6様式

居宅介護職員初任者研修課程 形式

講 師 履 歴

平成 年 月 日現在

担 当 科 目 (項目・科目番号、科目名)					
ふ り が な 氏 名				性 別	男 ・ 女
生 年 月 日		年 月 日		(歳)	
現 在	所 属	専任 ・ 兼任			
	職 及 び 業 務 内 容	在職期間： 年 月～			
担 当 科 目 に 関 係 の あ る 経 歴	名 称	教育内容(学部、学科、専攻) 又は業務内容(職、内容)		期 間	
				年 月 ～ 年 月	
資 格 ・ 免 許	名 称	取 得 機 関 (免許証等の発行機関)		取 得 年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

※担当科目が担当科目欄内に収まらない場合は、別紙として添付してください。

※担当科目に関係のある経歴欄には、直近の経歴を上から順に記載してください。また、当該科目を担当するに当たり必要な専門性及び十分な業務経験等を有することなどについて、詳細を記載してください(教職員の場合、読替可能な担当科目名を含む。)

※作成時点の在職年数、資格名称、取得機関、年月日などもすべて記載してください。

就 任 承 諾 書

東 京 都 知 事 殿

私は、東京都知事が指定した、(事業者名)が主催する居宅介護職員初任者研修課程
(形式)の講師として、平成 年 月 日から就任することを承諾い
たします。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名 (承 諾 者 署 名)

別記第1号の8様式

実 習 施 設 一 覧 (居宅介護職員初任者研修課程 通学・通信)

平成 年 月 日現在

事業者名: _____

1 介護実習

	施 設 名	所 在 地	施設種別	承諾人数 (人)	承 諾 期 間
1					年 月 ~ 年 月
2					年 月 ~ 年 月
3					年 月 ~ 年 月
4					年 月 ~ 年 月
5					年 月 ~ 年 月
合 計					

2 ホームヘルプサービス同行訪問

	施 設 名	所 在 地	施設種別	承諾人数 (人)	承 諾 期 間
1					年 月 ~ 年 月
2					年 月 ~ 年 月
3					年 月 ~ 年 月
4					年 月 ~ 年 月
5					年 月 ~ 年 月
合 計					

3 在宅サービス提供現場見学

	施 設 名	所 在 地	施設種別	承諾人数 (人)	承 諾 期 間
1					年 月 ~ 年 月
2					年 月 ~ 年 月
3					年 月 ~ 年 月
4					年 月 ~ 年 月
5					年 月 ~ 年 月
合 計					

別記第1号の9様式

実習承諾届出書

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者職名

氏名

研修事業者名称 が実施する、平成 年度開講の居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）受講者の実習受入れについて、下記のとおり承諾したことを届出します。

実習の区分	介護実習	ホームヘルプサービス同行訪問	在宅サービス提供現場見学
施設の種別 (該当に○印)	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム） ・その他（ ）	・訪問介護事業所 ・その他（ ）	・通所介護事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・訪問看護（ステーションを含む） ・訪問入浴 ・その他（ ）
施設の名称			
施設の開設 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
福祉サービス 第三者評価 受審の有無	有 ・ 無 ・ 対象外	有 ・ 無 ・ 対象外	有 ・ 無 ・ 対象外
所 在 地			
受入れ期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月	平成 年 月 ～ 平成 年 月	平成 年 月 ～ 平成 年 月
受入れ人数			
受入れ条件			
実習受入 担当者名			
そ の 他			

※受入れに条件（1日5人など）があれば記入してください

別記第1号の10様式

事業者概要

平成 年 月 日現在

法人種別		名 称	
代 表 者 職 氏 名			
設 立 年 月 日			
沿 革			
事業内容及び実績等			

※書ききれないときは、別紙で作成してください。

東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定通知書

番 号
平成 年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名)

東京都知事

印

平成 年 月 日付けで申請のあった東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定申請については、下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

記

- 1 指定年月日 平成 年 月 日
- 2 事業者名
- 3 事業者番号
- 4 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）

東京都居宅介護職員初任者研修事業者不指定通知書

番 号
平成 年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名)

東京都知事

印

平成 年 月 日付けで申請のあった東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定申請については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

記

- 1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）
- 2 理由 東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領2（ ）に該当しないため。

別記第3号様式

東京都居宅介護職員初任者研修事業指定申請書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

事業者名

代表者名

(代表者印)

事業者番号

東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領6(1)に基づき研修事業を実施したいので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

記

- 1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程(通学・通信)
- 2 研修期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(第 回)
(募集開始年月日 平成 年 月 日)
- 3 研修会場 (1) 講義
(2) 演習
- 4 募集定員 名
- 5 対象者
- 6 研修日程表 別添のとおり
- 7 募集広告等 別添のとおり

研修期間： 平成 年度 第 回

[illegible]

研 修 区 分 表

事業者名：_____

平成 年度 第 回

区分	科目 (項目・科目番号、科目名)	講習時間数			講師名
		計	通学 講習	通信 講習	
講義・演習（実習）					
合 計					

事業者名： _____

研修期間： 平成 年度 第 回

[illegible]

別記第3号の5様式

科目別レポートの提出期限

事業者名: _____

研修期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年度 第 回

提出回	項目・科目番号及び科目名	科目ごとの提出期限
第 回		平成 年 月 日
第 回		平成 年 月 日
第 回		平成 年 月 日
レポート提出最終締切日		平成 年 月 日

※ レポート提出最終締切日とは、再提出も含めた締切日です。

東京都居宅介護職員初任者研修事業指定決定通知書

番 号
平成 年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事 印

平成 年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

記

- 1

課程及び形式

居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）
- 2

研修期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（第 回）
- 3

指定年月日

平成 年 月 日

東京都居宅介護職員初任者研修事業不指定決定通知書

番 号
平成 年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事 印

平成 年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

記

- 1

課程及び形式

居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）
- 2

研修期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（第 回）
- 3

理 由

変 更 ・ 休 講 届

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者名
事業者番号

(代表者印)

下記の事項について、東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領12に基づき届け出ます。

1 事業者に関する事項の変更

- (1) 法人名称
- (2) 法人住所
- (3) 代表者
- (4) 定款等（寄附行為、規約等）
- (5) その他

2 学則の変更

- (1) 事業計画
- (2) 費用
- (3) 研修対象者
- (4) カリキュラム
- (5) 研修会場
- (6) 担当講師
- (7) 実習施設
- (8) その他

3 研修指定に関する事項の変更

（研修期間平成 年 月 日～平成 年 月 日（第 回）、平成 年 月 日付 第 号指定）
（研修期間を変更する場合、変更後の研修期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（募集開始日を変更する場合 変更前：平成 年 月 日 → 変更後：平成 年 月 日）

- (1) 研修日程
- (2) 研修会場
- (3) 研修講師
- (4) 実習施設
- (5) その他

4 変更事項に関する添付書類 別添のとおり

※変更前と変更後の書類を添付し、変更箇所にはマーカー等でしるしをつけること。

5 研修の休講

- (1) 休講する研修 平成 年 月 日～平成 年 月 日（第 回）
(平成 年 月 日付 第 号指定)
- (2) 休講の理由

6 担当者連絡先

担当部署
担当者氏名

電話

東京都居宅介護職員初任者研修事業実績報告書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者名 (代表者印)
事業者番号

平成 年 月 日付 第 号により指定された研修が修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）
- 2 研修期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（第 回）
- 3 募集定員 名
- 4 受講者及び修了者
 - （1）受講者 名
 - （2）修了者 名（別紙修了者名簿のとおり）
 - （3）未修了者 名（内訳：辞退者 名、補講者 名）
- 5 実習の実施 有 ・ 無
- 6 修了年月日 平成 年 月 日
- 7 添付書類
 - （1）東京都居宅介護職員初任者研修事業修了者名簿（別記第 6 号の 3 様式）
 - （2）研修講師出講確認書（別記第 6 号の 4 様式）
※（2）については、指定を受けた研修日程表（別記第 3 号の 2 様式）または通学研修分日程表（別記第 3 号の 4 様式）に講師が出講の都度押印したものに代えることができる。
 - （3）実習修了確認書（別記第 6 号の 5 様式）※実習を実施した場合のみ
 - （4）研修生満足度調査情報（アンケート等を集約したもの・研修実施後の自己評価）
 - （5）事業者又は事業所の研修実施後の自己評価
 - （6）修了証明書の写し（1 人分）
- 8 担当者連絡先
担当部署
担当者氏名 電話

東京都居宅介護職員初任者研修事業実績報告書（補講者分）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

事業者名

代表者名

（代表者印）

事業者番号

平成 年 月 日付けで提出した東京都居宅介護職員初任者研修事業実績報告書（別記第6号様式）の補講者について、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）
- 2 研修期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（第 回）
- 3 修了者及び辞退者
 - （1）修了者 名（別紙修了者名簿のとおり）
 - （2）辞退者 名
- 4 修了年月日 平成 年 月 日
- 5 添付書類その他
 - （1）東京都居宅介護職員初任者研修事業修了者名簿（補講者分）（別記第6号の3様式）
※本報告書の修了者のみ
 - （2）実習修了確認書（別記第6号の5様式）※補講で実習を実施した場合のみ
- 7 担当者連絡先
 - 担当部署
 - 担当者氏名 電話

別記第6号の3様式

東京都居宅介護職員初任者研修事業修了者名簿

[illegible]

別記第6号の4様式

研修講師出講確認書

事業者名: _____

研修期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日 第 回

[illegible]

実 習 修 了 確 認 書

事業者名: _____

研修期間:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

No.	修了者氏名	介護実習		ホームヘルプサービス同行訪問		在宅サービス提供現場見学		備考
		実習先	月日	実習先	月日	実習先	月日	
1			/		/		/	
2			/		/		/	
3			/		/		/	
4			/		/		/	
5			/		/		/	
6			/		/		/	
7			/		/		/	
8			/		/		/	
9			/		/		/	
10			/		/		/	
11			/		/		/	
12			/		/		/	
13			/		/		/	
14			/		/		/	
15			/		/		/	
16			/		/		/	
17			/		/		/	
18			/		/		/	
19			/		/		/	
20			/		/		/	

東京都居宅介護職員初任者研修事業休止・再開届

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

事業者名

代表者名

(代表者印)

事業者番号

下記のとおり事業を休止・再開したいので、東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領14の規定に基づき届けます。

記

- 1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）
- 2 休止年度 平成 年度
- 3 再開年月日 平成 年 月 日
- 4 理 由
- 5 その他提出書類（再開の場合のみ）
東京都居宅介護職員初任者研修事業指定申請書（別記第3号様式）及び必要書類
- 6 担当者連絡先
担当部署
担当者氏名 電話

東京都居宅介護職員初任者研修事業休止届受理通知書

番 号
平成 年 月 日

(届出者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事

印

平成 年 月 日付けで届出があった下記研修事業の休止については、これを受理したので通知します。

なお、平成 年3月末までに研修を開講しない場合には、東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領（以下「指定要領」という。）15の（4）に基づき事業を廃止したものとみなし、事業者としての指定は廃止します。

また、研修事業を再開する場合には、指定要領6の（1）に基づき募集を開始する2か月前までに「東京都居宅介護職員初任者研修事業指定申請書」及び事業に関する必要書類を知事宛提出し、指定を受けて実施することが必要です。

記

- 1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）
- 2 休止年度 平成 年度

東京都居宅介護職員初任者研修事業廃止届

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所 在 地

事業者名

代表者名

(代表者印)

事業者番号

下記のとおり事業を廃止したいので、東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領15(1)に基づき届け出ます。

記

1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程(通学・通信)

2 廃止年月日 平成 年 月 日

3 理 由

4 修了者名簿の引継先 事業者名
事業者番号
所在地
電話

5 担当者連絡先
担当部署
担当者氏名 電話

東京都居宅介護職員初任者研修事業廃止届受理通知書

番 号
平成 年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事

印

平成 年 月 日付けで届出があった下記研修事業の廃止については、これを受理したの
で通知します。

なお、廃止届の受理に伴い、事業者の指定は廃止します。

記

- 1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程（通学・通信）
- 2 廃止年月日 平成 年 月 日

東京都居宅介護職員初任者研修事業廃止通知書

番 号
平成 年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事

印

平成 年 月 日付けで指定した下記研修事業については、指定要領15の(4)の規定に基づき事業を廃止したものとみなし、これを通知します。

なお、これに伴い事業者の指定は廃止します。

記

1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程(通学・通信)

2 廃止年月日 平成 年 月 日

(表 面)

	東京都居宅介護職員 初任者研修事業検査証 (東京都居宅介護職員初任者研修 事業者指定要領 1 6 関係)
--	--

(裏 面)

第 号 平成 年 月 日交付 東京都知事 印 所属 職 氏名	東京都居宅介護職員初任者研修 事業者指定要領 (抜粋) 1 6 調査及び指導等 (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。 (2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。 (3) (1) に規定する実地に調査を行う場合については、所管課の職員は身分を証する検査証 (別記第 1 2 号様式) を携帯するものとする。
---	---

東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定取消通知書

番 号
平成 年 月 日

(事業者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事

印

東京都居宅介護職員初任者研修事業実施要綱12及び東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領4に基づき、平成 年 月 日付(事業者番号)で指定した東京都居宅介護職員初任者研修事業者の指定については、下記によりこれを取り消すこととしたので通知します。

記

- 1 課程及び形式 居宅介護職員初任者研修課程(通学・通信)
- 2 取消年月日 平成 年 月 日
- 3 取消の理由 東京都居宅介護職員初任者研修事業者指定要領17の(1)に該当するため。